

津市移住支援補助金交付要綱

令和 2 年 3 月 1 0 日訓第 3 号

改正 令和 4 年 3 月 3 0 日訓第 2 3 号

令和 5 年 7 月 2 4 日訓第 4 6 号

令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 3 6 号

令和 7 年 3 月 2 8 日訓第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京圏から本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県移住・就業マッチング支援事業実施要領（令和元年 9 月 9 日制定）及び津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 4 4 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「東京圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

2 この要綱において「移住」とは、本市の区域内に転入して住民基本台帳に記録されることをいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「移住支援補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、第 1 号に掲げる要件を満たし、かつ、第 2 号から第 5 号までに掲げる要件のいずれかを満たす者（2 人以上の世帯による申請を行う場合にあつては、これらの要件に加えて第 6 号に掲げる要件を満たす者）に対して、これを交付するものとする。

(1) 移住等に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 移住直前 1 0 年間のうち、通算して 5 年以上、東京 2 3 区（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 1 条第 1 項に規定する特別区をいう。以下同じ。）内に居住し、又は東京圏のうち条件不利地域（離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）、山村振興法（昭和 4 0 年法律第 6 4

号)、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)の指定地域又は過疎地域を有する市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査までの間に人口が10%以上減少した市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に居住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、かつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間(大学にあっては修業年限、高等専門学校は2年を上限とする。)を通算期間に加えることができる。

イ 移住直前に連続して1年以上、東京23区内に居住し、又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に居住し、東京23区内への通勤をしていたこと。ただし、通勤の期間については、移住した日の3箇月前までの日を起算日とすることができる。

ウ 令和元年9月10日以降に本市に移住していること。

エ 補助金の交付を申請した日(以下「申請日」という。)において、移住した日から起算して経過した期間が1年以内であること。

オ 申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有していること。

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有していること。

ク 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合又は過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり申請し

た場合を除く。

(2) 就業に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏のうち条件不利地域に所在すること。

イ 就業が補助金の対象としてマッチングサイト（都道府県が開設及び運営を行う移住支援金の対象法人に係る求人情報を掲載するインターネットサイトをいう。）に掲載されている求人への応募によるものであること。

ウ 1週間当たり20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

エ イの求人への応募日が、当該求人がマッチングサイトに補助金の対象として掲載された日以降であること。

オ 就業先に、申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) テレワーク（情報通信技術を利用することによって、その所属する企業、団体等（以下「所属企業等」という。）の事務所、事業所等以外の場所において就労する勤務形態をいう。）に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 所属企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うものであること。

イ 勤務日数の5分の1を超えて所属企業へ通勤することなく、週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその他これに類する交付金等を活用した取組において、所属企業等から資金提供されていないこと。

(4) 関係人口に関する要件

次のいずれにも該当すること。

ア 支給要件

次のいずれかに該当すること。

⑦ 津市に居住経験があること。

(4) 津市にふるさと納税を行ったことがあること。

イ 対象要件

次のいずれかに該当すること。

(7) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）、認定就農者（同法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

(8) 林業労働者（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法第45号）第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）として、1週間当たり20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業しているものであること。

(9) 漁業協同組合員（水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第18条第1項に規定する組合員たる資格を有する者をいう。）であること。

(5) 起業に関する要件

申請日前1年以内に三重県起業支援金交付要領第1条に規定する三重県起業支援金（以下「支援金」という。）の交付決定を受けていること。

(6) 世帯に関する要件 次のいずれにも該当すること。

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和元年9月10日以降に移住していること。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請日において、移住した日から起算して経過した期間が1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

(1) 単身世帯による申請の場合 600,000円

(2) 2人以上の世帯による申請の場合 1,000,000円（申請者以外

の世帯員（申請者の配偶者を除く。）が申請日の属する年度の4月1日において18歳未満の者である場合にあっては、当該18歳未満の者1人につき300,000円を加算した額）

（交付申請の期限）

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、移住した日の翌日から起算して1年を経過する日とする。

（添付書類）

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 写真付身分証明書の写し
- (2) 移住元での居住地及び居住期間が確認できる書類
- (3) 補助金の振込先の口座番号が分かるもの
- (4) 移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類（東京23区内への通勤の場合に限る。）
- (5) 就業証明書（第1号様式の1）又は就業証明書（テレワーク要件様式）（第1号様式の2）又は就業証明書（関係人口要件様式）（第1号様式の3）（起業に関する要件に係る申請の場合を除く。）
- (6) 支援金の交付決定通知書（起業に関する要件に係る申請の場合に限る。）
- (7) 移住前後において申請者を含む2人以上の世帯員が同一世帯に属していること及び世帯員の生年月日が確認できる書類（2人以上の世帯として申請する場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第8条 市長は、規則第3条第1項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行うとともに交付すべき補助金の額を確定（以下「交付決定等」という。）し、その旨を移住支援補助金交付決定及び確定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付決定等の取消し）

第9条 市長は、補助金の交付の対象となる者が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項に該当するときは、補助金の交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 交付決定等の全部を取り消す場合 次のいずれかに該当したとき。

ア 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

イ 申請日から起算して3年を経過する日までに本市から転出したとき。

ウ 申請日の翌日から起算して1年を経過する日までに就業先を退職したとき。

エ 支援金に係る交付決定が取り消されたとき。（起業に関する要件に係る補助金に限る。）

(2) 交付決定等の一部を取り消す場合 申請日から起算して3年を経過する日を超えて居住し、申請日の翌日から起算して5年を経過する日までに本市から転出したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付決定等を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の返還を求めるものとする。ただし、就業先の破産、災害、疾病その他やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 前条第1号に該当する場合 全額

(2) 前条第2号に該当する場合 半額

（継続就業の確認）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、申請日から5年を経過するまでの間、当該申請日から1年ごとに、就業継続証明書（第3号様式）の提出を求めるものとする。

（継続居住の確認）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、申請日から5年間、当該申請日から1年を経過するごとに住民票の写し（2人以上の世帯による申請の場合にあっては、世帯員全員の住民票の写し）の提出を求めるものとする。

（報告及び立入調査）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助金に関する報告を求め、又は立入調査をすることができる。

（適用除外）

第14条 補助金については、規則第12条の規定にかかわらず、実績報告書（規則第6号様式）の提出を要しないものとする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和2年3月12日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓第23号）

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市移住支援補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に本市に移住した者に係る補助金について適用し、同日前に本市に移住した者に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（令和5年7月24日訓第46号）

この訓は、決裁の日から施行し、改正後の津市移住支援補助金交付要綱の規定は、令和5年6月23日以後に本市に移住した者に係る補助金について適用する。

附 則（令和6年3月29日訓第36号）

この訓は、令和6年4月1日から施行し、改正後の津市移住支援補助金交付要綱の規定は、同日以後に本市に移住した者に係る補助金について適用する。

附 則（令和7年3月28日訓第17号）

- 1 この訓は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市移住支援補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後に本市に移住した者に係る補助金について適用し、同日前に本市に移住した者に係る補助金については、なお従前の例による。

第 1 号様式の 1 （第 7 条関係）

就 業 証 明 書

年 月 日

（宛先）津市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	〒
就業先所在地	〒
就業先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	1 週間当たり 2 0 時間以上の無期雇用
マッチングサイト 求人管理番号	

三重県移住・就業マッチング支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び津市の求めに応じて、三重県及び津市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 1 号様式の 2 （第 7 条関係）

就 業 証 明 書
(テレワーク要件様式)

年 月 日

(宛先) 津市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所 (移住前)	〒
就業者住所 (移住後)	〒
就業先所在地	〒
就業先電話番号	
移住の意思	所属企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等 含む。）ではない
雇用（勤務）形態	移住先において勤務日数の 5 分の 1 を超えて通勤せ ず、1 週間当たり 20 時間以上の無期雇用
デジタル田園都市国家 構想交付金（デジタル 実装タイプ（地方創生 テレワーク型））等 による資金提供の有無	なし

三重県移住・就業マッチング支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び津市の求めに応じて、三重県及び津市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 1 号様式の 3 （第 7 条関係）

就 業 証 明 書
（関係人口要件様式）

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	〒
就業先所在地	〒
就業先電話番号	
就業年月日	
就業する業種	
就業する業種概要	
雇用形態	

第2号様式（第8条関係）

移住支援補助金交付決定及び確定通知書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった津市移住支援補助金を下記のとおり条件を付けて交付しますので、津市移住支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

交付決定額及び確定額

金_____

条 件

1

2

3

4

5

第 3 号様式（第 1 1 条関係）

就 業 継 続 証 明 書

年 月 日

（宛先）津市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

次のとおり相違ないことを証明します。

就業者名	
就業者住所	〒
就業先所在地	〒
就業先電話番号	
業種	
業種概要	
就業（雇用）形態	